別紙

# 意見の要旨と意見に対する千葉県警察の考え方

※いただいた御意見について、趣旨を損なわない範囲で要約し、取りまとめさせていただきました。

| No. | 意見の要旨 | 千葉県警察の考え方 |
|---|---|---|
| 1 | 撮影機器を向けた行為だけで違反とする規定には反対である。<br>電車内において、スマートフォンでゲーム等をしている際、正面に座っている女性のスカート内にカメラレンズが向いてしまった場合でも捕まってしまうのではないか。<br>撮影目的が無いため、違反行為には該当しないと思われるが、外見上では違反行為として認められるため誤認逮捕等されてしまうおそれがあるので、撮影までを要件とすることを求める。 | 盗撮目的で人の通常衣服で隠されている下着又は身体が撮影できる位置に撮影機器を差し向ける行為は、現行条例でも違反となりますが、違反態様として明白にするため、本改正において、あえて明文化したものとなります。<br>なお、今回、盗撮に係る１つの行為類型として明文としますが、撮影機器の状態や行為の態様等からその意図を総合的に判断し、引き続き、適正に運用してまいります。 |
| 2 | 盗撮の定義について、「みだりに（正当な理由なく）」は削除すべきである。<br>衣服等で隠されている人の下着又は身体を本人の同意なく撮影する行為に正当な理由があるケースは考えられない。<br>「正当な理由がある」と誤認して、万引きされた場合の証拠とする目的で、試着室に隠しカメラを設置する等の事例が発生するおそれがある。<br>正当な理由があり、撮影が許される場合があるのならば、パンフレット等で分かりやすく周知してほしい。 | 「みだりに（正当な理由なく）」の規定の有無にかかわらず、どのような法律違反でも、行為の正当性を判断しております。<br>今回の改正では、正当性の有無を判断することについて明示的に示したものであり、現行条例と同様に、撮影機器の状態や行為の態様等からその意図を総合的に判断し、適正に運用してまいります。<br>なお、県民の方々に周知するための啓発資料を作成する際は、分かり易いものとなるように努めてまいります。 |
| 3 | 「盗撮」だけではなく、「痴漢」や「スカート内のぞき」等についても規制場所を拡大すべきである。<br>会社事務室やカラオケボックス等の場所で、「痴漢」や「スカート内のぞき」が行われた場合、処罰できなくなってしまうのではないか。 | 改正に伴い違反行為別に規制場所の拡大を検討しましたが、現段階では盗撮以外の行為について規制場所を拡大する必要性は低いと考えております。<br>今後、必要性を踏まえて、検討してまいりたいと考えております。 |
| 4 | 「不特定又は多数の者が利用し、又は出入りすることができる施設」ではなく、「特定・少数」の場合でも処罰できるような規定にすべきである。<br>従業員数が少ない会社の事務所が規制の対象とはならないのではないか。<br>男性経営者と女性従業員の２名だけで業務をしている事務所において、男性経営者がトイレに隠しカメラを設置し、女性従業員を盗撮した場合は罪に問えなくなるのではないか。 | 「不特定又は多数の者が利用し、又は出入りすることができる施設」については、不特定の者又は多数（２名以上）の者が利用し、出入りすることができる施設を想定しており、御意見にあるような行為者と被害者しかいない状況でも、規制対象になり得ると考えます。 |
| 5 | 「不特定又は多数の者が利用し、又は出入りすることができる施設で人が衣服の全部又は一部を着けない状態でいる場所」に関しては、撮影機器だけではなく撮影機器に模した物（ダミーカメラ等）の設置も禁止してほしい。<br>入浴施設の脱衣所にダミーカメラの設置があるだけでも、「本当は撮影され、映像が流出しているのではないか」と不安になるため、「著しく羞恥させ、不安を覚えさせる」ものとして、明文化して禁止してほしい。 | 盗撮行為を禁止する条項において、当該行為が不能であるダミーカメラを規定することは適切ではないと考えます。ただし、嫌がらせ目的等でダミーカメラが設置された場合は、「卑わいな言動」に該当する可能性がありますので、事案の態様に応じて的確な対応に努めてまいります。 |